

資料編

目 次

1	富士河口湖町防災会議条例	1
2	富士河口湖町災害対策本部条例	4
3	富士河口湖町災害対策本部規程	5
4	富士河口湖町災害警戒本部条例	7
5	災对本部各課の主な分掌事務の表	8
6	消防力の現況（富士河口湖消防団）	13
7	防災備蓄倉庫資機材一覧	14
8	防災倉庫備蓄食糧等一覧	15
9	土石流危険渓流一覧	21
10	急傾斜地危険区域一覧	23
11	急傾斜地崩壊危険箇所一覧	23
12	土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧	25
13	山地災害危険地一覧	33
14	指定文化財一覧	37
15	相互応援協定一覧	40
16	災害時優先電話一覧	43
17	郵便局・ATM 一覧	44
18	避難立退区域（水害関係）	45
19	ヘリコプター発着場所一覧	46
20	避難場所一覧	47
21	避難施設一覧	48
22	福祉避難施設一覧	49
23	水道施設一覧	49
24	災害報告取扱要領（山梨県被害情報収集・伝達マニュアルより抜粋）	50
25	被災建築物応急危険度判定フロー（山梨県地域防災計画より抜粋）	62
26	被災宅地危険度判定フロー（山梨県地域防災計画より抜粋）	63
27	避難場所・避難施設一位置図	64
28	富士山噴火時の避難ゾーン	66

1 富士河口湖町防災会議条例

平成 15 年 11 月 15 日

条例第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、富士河口湖町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 富士河口湖町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の区域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 関係地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 山梨県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 富士吉田警察署長又はその指名する職員
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 町の教育委員会の教育長
 - (6) 町の消防団長
 - (7) 富士五湖消防本部の消防長又はその指名する職員
 - (8) 関係公共機関又は関係地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者。
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者。
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 8 号及び第 9 号の委員の定数は、それぞれ 2 人、2 人、22 人、5 人及び 5 人以内とする。
- 7 第 5 項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前の者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山梨県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 11 月 15 日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

富士河口湖町防災会議委員名簿

No	委員任命の該当条文	所属機関	役職
1	第3条第2項(会長)	富士河口湖町	町長
2	第3条第5項第1号	国土交通省甲府河川国道事務所	事務所長
3	第3条第5項第1号	陸上自衛隊北富士駐屯地第1特科隊第3中隊	隊長
4	第3条第5項第2号	山梨県富士・東部地域県民センター	所長
5	第3条第5項第2号	山梨県富士・東部建設事務所吉田支所	所長
6	第3条第5項第3号	富士吉田警察署	署長
7	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
8	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
9	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
10	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
11	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
12	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
13	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
14	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
15	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
16	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
17	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
18	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
19	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
20	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
21	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
22	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
23	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
24	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
25	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
26	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
27	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
28	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
29	第3条第5項第5号	富士河口湖町教育委員会	教育長
30	第3条第5項第6号	富士河口湖町消防団	団長
31	第3条第5項第7号	富士五湖消防本部	消防長
32	第3条第5項第8号	東京電力(株)山梨支店大月支社	富士吉田営業センター所長
33	第3条第5項第8号	NTT 東日本(株)山梨	災害対策室長
34	第3条第5項第8号	(社)山梨県 LP ガス協会	吉田瓦斯株式会社
35	第3条第5項第9号	健康科学大学	準教授
36	第3条第5項第9号	女性団体連絡協議会	会長
37	第3条第5項第9号	男女共同参画推進委員会	委員長
38	第3条第5項第9号	防災士	防災士代表者

2 富士河口湖町災害対策本部条例

平成 15 年 11 月 15 日

条例第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、富士河口湖町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総理し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 11 月 15 日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 富士河口湖町災害対策本部規程

平成 15 年 11 月 15 日

訓令第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、富士河口湖町災害対策本部条例(平成 15 年富士河口湖町条例第 16 号)第 4 条の規定に基づき、富士河口湖町災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(活動の開始及び終了の時期)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあると認めるときは、本部の活動を開始するものとする。

2 本部は、災害の危険が解消したと認められる場合又は災害に対する応急措置がおおむね完了したと認められるときに、活動を終了する。

(副本部長)

第 3 条 災害対策副本部長は、副町長をもって充てる。

(平 17 訓令 9・平 19 訓令 6・一部改正)

(本部員)

第 4 条 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、町の職員をもって充てる。

(部、班及び事務分掌)

第 5 条 本部に、部及び班を置き、その名称及び分掌事務は別表第 1 のとおりとし、部長及び班長は分掌に定める者をもって充てる。

(部長会議)

第 6 条 部長会議は、部長をもって構成する。

2 部長会議は、本部長が招集する。

(本部の配備の基準等)

第 7 条 本部の配備の基準は、別表第 2 のとおりとする。

2 各部長は、前項の配備基準により、分掌事務についてあらかじめ配備計画を立て、これを本部員に周知徹底するとともに編成計画表を本部長に提出するものとする。

(活動の要領)

第 8 条 前条の規定に基づく配備下における本部員の活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

(1) 各部長は、本部に参集し、情勢に対応する措置を検討する。

(2) 各班長は、本部からの指令又は連絡に即応して必要な措置を講ずる。

(3) その他の本部員は、上司の命により災害対策活動に従事する。

(非常参集)

第 9 条 本部員は、勤務時間外及び休日において災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、以後の状況の推移に注意し、所属の部又は班と連絡をとり、必要がある場合は、所定の場所に参集するものとする。

(連絡員)

第 10 条 第 2 及び第 3 配備体制が発令されたときは、各部は連絡員 1 人を所定の場所に常駐させ、本部との連絡に当たらせるものとする。

(被害報告)

第 11 条 各部長は、それぞれ当該分掌事務に係る被害状況を本部長に報告するものとする。

(その他)

第 12 条 この訓令に定めるもののほか、非常災害に際し必要な事項は、その都度本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成 15 年 11 月 15 日から施行する。

附 則(平成 17 年訓令第 9 号)

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年訓令第 6 号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表 略

4 富士河口湖町災害警戒本部条例

平成 15 年 11 月 15 日

条例第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年法律第 73 号。以下「法」という。)第 18 条第 4 項の規定に基づくほか、富士山火山噴火災害対策等のために富士河口湖町災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は、警戒本部の事務を総理し、その職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、災害警戒本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、副町長をもって充てる。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 山梨県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者

(2) 町長がその部内の職員のうちから指名する者

(3) 町の教育委員会の教育長

(4) 町の消防団長

(5) 富士五湖消防本部の消防長又は消防吏員その他の職員のうちから町長が任命する者

(6) 町の区域において業務を行う法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関又は同条第 8 号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が任命する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、町の職員のうちから、町長が指名する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(平 17 条例 18・平 19 条例 3・一部改正)

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 部長に事故があるときは、部に属する本部員のうちから部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(雑則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 11 月 15 日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 18 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年条例第 3 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

5 災对本部各課の主な分掌事務の表

※太字は大規模災害時における初動期の主要事務

課名	所属係名	事務分掌
地域防災課	防災係	1 本部の設置、会議に関すること 2 各課・係へ指令伝達及び各課の総合連絡調整 3 気象予警報の受領・伝達 4 避難準備情報・避難勧告・避難指示の発令 5 警戒区域の設定 6 消防団・防災関係機関との連絡 7 防災行政無線の運用 8 交通規制の指示 9 災害情報の総合収集、報告 10 県・市町村、防災関係機関への応援要請 11 自衛隊派遣要請 12 その他本部長の指示する事項
	地域係 勝山出張所 足和田出張所 上九一色出張所	1 自主防災組織（各集落）との連絡 2 緊急連絡所の設営 3 課内への応援（災害初動期）
	情報推進係	1 報道機関に対する避難勧告等の報道要請及び連絡調整 2 町民に対する災害広報 2 重要情報・システムの保護 3 安全安心メールの配信、ホームページ等の運用

課名	所属係名	事務分掌
総務課	総務係 管財係	1 庁舎の停電対策等保安対策 2 電話交換事務(通信確保) 3 町有車の配車及び自動車の借上げ調達措置 4 災害応急資材及び災害用品の調達 5 被害状況の整理及び集計 6 災害救助法の適用申請 7 本部と議会との連絡調整 8 全般庶務
	秘書係	1 本部長の秘書
	職員係	1 職員の動員・出勤命令 2 職員の配置計画 3 各課職員の相互応援調整 4 職員の勤務の把握及び夜間勤務対策 5 り災職員の公務災害補償及び福利厚生 6 課内への応援（災害初動期）
	財政係	1 総務課又は課内への応援（災害初動期） 2 災害応急対策に要する経費の支出 3 災害復旧の予算措置 4 災害義援金、物資等の受付及び配布

課名	所属係名	事務分掌
政策企画課	政策調整係 企業誘致・まちづくり推進係 男女共同参画・国際係	1 地域防災課又は課内への応援（災害初動期） 2 国、県に対する陳情対策 3 復興計画の作成
	広報統計係	1 町民の要望、苦情等の受理及び連絡 2 災害の写真の収集整理

課名	所属係名	事務分掌
税務課	資産税係 住民税係 収納係	1 課内への応援（災害初動期） 2 家屋被害状況調査 3 被害者の実態調査及び被害状況の調査集計 4 税の減免措置に関すること

課名	所属係名	事務分掌
住民課	窓口係 戸籍係 児童・手当年金係 国保・老人医療係	1 主食配給及び調達手続き 2 被災者の救助及び捜索 3 行方不明者相談窓口の設置 4 り災者名簿の作成及びり災証明の発行 5 り災世帯調査計画及びり災者救助計画 6 遺体の一時収容 7 埋火葬手続き

課名	所属係名	事務分掌
健康増進課	健康増進係	1 情報収集 2 医療救護所の設置及び医療助産活動 3 保健所及び医療機関との連絡 4 被災者及び避難所の保健対策及び健康相談 5 防疫対策及び感染症予防対策 6 疾病等発生調査 7 衛生施設の被害状況調査及び災害応急対策 8 被災地の消毒 9 衛生薬品等の調達・供給 10 食品の検査
	在宅介護係	1 情報収集 2 避難行動要支援者の救助救援・避難誘導・安否確認 3 要配慮者の介護サービス

課名	所属係名	事務分掌
福祉推進課	社会福祉係	1 情報収集 2 避難行動要支援者の救助救援・避難誘導・安否確認 3 避難所の開設・管理・避難者の救護 4 社会福祉施設の被害状況調査及び災害応急対策 5 救助物資の配布計画 6 避難者に対する給食 7 衣服・寝具その他の生活必需品の給与又は貸与 8 福祉避難所の設置・運営 9 生業に必要な資金の貸与 10 り災見舞金品の配布 11 社会福祉協議会・日本赤十字社・日赤奉仕団との連絡調整 12 ボランティアの受け入れ

課名	所属係名	事務分掌
子育て支援課	児童福祉係	1 保育園児の避難対策 2 保育園児の保護者への引き渡し 3 避難所の開設・管理、避難者の救護 4 児童福祉施設の災害応急対策 5 応急保育の実施

課名	所属係名	事務分掌
環境課	生活環境係 環境整備係 資源保全係	1 環境衛生施設の被害状況調査 2 災害時のし尿、ゴミ、がれき処理対策 3 仮設トイレ等の確保 4 救援物資の輸送協力 5 飼育動物の保護 6 放射線量のモニタリング

課名	所属係名	事務分掌
農林課	農政班 農政係 振興係 地籍調査係	1 危険農耕地等の巡視 2 農耕地・農作物及び山林・林道関係被調査 3 農道・林道・橋梁・耕地の災害復旧 4 病虫害防除対策 5 農林業資材の調達斡旋 6 営農資金・農林業資金の調査
	畜産係	1 家畜・家さん及び畜舎等の被害調査・応急救護・防疫 2 課内への応援（災害初動期）

課名	所属係名	事務分掌
観光課	観光係 観光施設係 観光振興係	1 観光客の避難・救助、帰宅支援 2 観光施設の被害状況調査 3 観光施設の避難所活用 4 観光施設の災害応急対策及び災害復旧 5 観光連盟等関係機関との連絡調整 6 災害資金の融資斡旋
	商工係	1 商工施設の被害状況調査 2 商工業団体との連絡調整、応急対策 3 商工施設の災害応急対策及び災害復旧 4 課内への応援（災害初動期） 5 災害資金の融資斡旋

課名	所属係名	事務分掌
都市整備課	都市計画係	1 建物被害状況調査 2 町営住宅・町有建物の被害状況調査及び災害応急対策 3 建物の応急危険度判定、被災宅地判定 4 応急仮設住宅の建設 5 災害公営住宅、民間住宅等の確保 6 公共施設の災害復旧 7 課内への応援（災害初動期）
	建設係 用地係 公園管理係	1 水位の観測及び危険箇所の警戒・監視 2 水防活動 3 土砂災害警戒区域等調査 4 交通規制及び道路の啓開、障害物の除去 5 土木施設の被害状況調査及び災害応急対策 6 災害用資機材の確保及び建設・土木事業者との連絡調整 7 土木施設の災害復旧

課名	所属係名	事務分掌
水道課	上水道業務係 上水道施設係 出納係	1 水道・温泉施設被害状況調査 2 被害地区及び町内全般の飲料水対策 3 被災地・避難所における飲料水の水質保全 4 災害用資機材の確保及び水道事業者との連絡調整 5 災害時における応急給水計画 6 水道・温泉施設の復旧
	下水道施設係 下水道業務係	1 下水道施設被害状況調査 2 下水道施設の応急対策 3 下水道施設の災害復旧対策 4 課内への応援（災害初動期）

課名	所属係名	事務分掌
教育委員会	学校教育係 学校施設係	1 児童・生徒の避難対策 2 児童・生徒の保護者への引き渡し 3 児童・生徒の安否確認 4 教育施設の被害状況調査及び報告 5 所管避難所の運営に関する調整・協力 6 被災児童・生徒の調査 7 災害時の応急教育 8 学校用品の調達配布 9 教育施設被害時の応急教育施設の選定 10 被災施設の応急修理 11 教育施設の災害復旧
	社会教育係 社会体育係 文化財係 文化振興係 青少年教育係	1 所管施設利用者の避難対策 2 所管施設・文化財等の被害状況調査及び報告 3 所管避難所の運営に関する調整・協力 4 被災施設の応急修理 5 所管施設の災害復旧 6 課内への応援（災害初動期）

課名	所属係名	事務分掌
出納室	出納係	1 各課への応援 2 災害に関する義援金等の出納保管 3 災害関係経費の支払い

備考

- 1 緊急連絡所設置の場合は、その運行について、そのつど本部長が定める。
- 2 状況に応じて、職員配置の変更調整を行うものとする。
- 3 各課長は、原則として本部に常駐すること。
- 4 課長補佐は、所管する事務の属する部付きとする。
- 5 各施設の本部員は、その担当する施設に常駐すること。ただし、教育委員会、中央公民館、図書館の職員（用務員を除く。）は本部において執務する。
- 6 機構改革により担当を変更する場合があるが、新しい課等が当該事務を継承すること。

【課や係の分掌事務における共通事項】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 所管施設の被害状況報告に関すること② 職員の動員報告に関すること③ 所管施設の防災管理及び施設管理者との連絡調整に関すること④ 係関連の災害記録に関すること⑤ 住民等の避難誘導等、緊急時の救助活動等に関すること⑥ 本部等の指示、要請に従い、各課の応援に関すること⑦ 所管施設の避難状況の取りまとめ及び報告に関すること⑧ 所管施設の避難所の開設及び管理、避難者の収容に関すること |
|---|

なお、消防団の事務は以下の通りとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 住民への災害情報の伝達に関すること② 消防及び水防に関すること③ 避難誘導・救出に関すること④ 被害情報の収集及び報告に関すること⑤ 遺体及び行方不明者の捜索に関すること⑥ 災害の警戒及び防御に関すること⑦ 防犯・秩序維持に関すること⑧ その他災害活動に関すること |
|---|

6 消防力の現況（富士河口湖町消防団）

平成 29 年 4 月現在

区 分			数
消防団	消防団数		1
	分団数		7
	団員数		305（定数 351 人）
	水防団員兼務者		305（定数 351 人）
	消防ポンプ自動車数（ポンプ付き積載車含む）		24
	指揮車		1
各自主防災会	小型動力ポンプ数	ポンプ付き積載車	6
		手引動力ポンプ	46
消防水利	消火栓（公設）		880
	防火水槽 （公設）	100m ³ 以上	38
		40～100m ³ 未満	240
		40m ³ 未満	100

7 防災備蓄倉庫資機材一覧

平成 29 年 4 月 1 日現在

資機材名	形式	合計	庁舎	船津	体育館	小立	大石	河口	勝山	長浜	大嵐	南 西 湖	根場	精進	居村	本栖	富士ヶ嶺
救急箱		13				1	1	2	3	1		1		1	1	1	1
放送セット		1	1														
毛布		1755	155	200	100	60	135	130	125	130	100	130	120	80	120	70	100
スペースブランケット		500	500														
ろ過機		2		1						1							
担架		21		4		2	4	2	2	7							
ベッド		6		2			2			2							
発電機		18	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
水中ポンプ		1	1														
投光器	ハロゲンライト	41	7	2	3	2	2	2	5	3	1	1	1	4	1	3	4
懐中電気		56							11	26	5	5	5	2			2
ブルーシート		165	22	12		10	18	20	9	8	10	11	11	11	2	10	11
日用品セット	日赤品	120	100			10				10							
軍手		120							120								
水入れ袋		200	200														
スコップ	角型	5							5								
スコップ	丸型	53							5	12	12	12	12				
スコップ	丸型小	20								20							
チェーンソー		3	1						2								
リアカー		1							1								
電気ドラム	コードリール	23	3		3				4		3	3	3	1	1	1	1
のこぎり		33							10	8	5	5	5				
なた		29							5	9	5	5	5				
ボール		27						-	2	15	5	5	5				
カセットコンロ		25	1	3		2	2		2	3	5	2	1	1	1	1	1
コンロガスボンベ		43	9	7		2	2	4	3	2	2	3	3	3			3
土嚢袋		3800	600				600	600	200	400	200	200	200	200	200	200	200
トラロープ		52	11	2	2	2	5	5	3	3	2	3	3	3	2	3	3
簡易トイレ		20	2	4		3	2	2	2	4				1			
レスキューセット		13	1		2						2	2	2	1	2	1	1
メガホン		40		7	2	4	7	2	2	2	3	3	3	1	1	1	2
避難ルーム		426	6	24	20	20	220	20	20	8	16	8	8	16	8	16	16
ひなんテント		16	4							2	2	2		2		2	2
ひなんテント		2	2														
やかん		40	4	6		6	4	4	5	2	2	1		2	2	1	1
アルコール消毒		100		10	10	10	10	10	10	5	5	5	5	5	5	5	5
マスク		8000					2000				2000			2000		2000	
炊出しセット		12	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1			1

8 防災倉庫備蓄食糧等一覧

平成 28 年 12 月 5 日

地区	設置場所	設置年月	備蓄状況		
船津	船津 3737 (船津小学校敷地)	平成 12 年 8 月	御飯	1 箱あたり 50 食	750 食
			御飯 (アレルゲン不使用)	1 箱あたり 50 食	500 食
			パン	1 箱あたり 48 食	816 食
			パン (卵不使用)	1 箱あたり 48 食	0 食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	192 食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食 (2 缶)	490 食
			合計		2,748 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本 (500ml)	240 本
船津	船津 (町民体育館駐車場)		御飯	1 箱あたり 50 食	700 食
			御飯 (アレルゲン不使用)	1 箱あたり 50 食	550 食
			パン	1 箱あたり 48 食	768 食
			パン (卵不使用)	1 箱あたり 48 食	48 食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	192 食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食 (2 缶)	420 食
			合計		2,678 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本 (500ml)	240 本
船津	船津 (中央公民館)		御飯	1 箱あたり 50 食	150 食
			御飯 (アレルゲン不使用)	1 箱あたり 50 食	50 食
			パン	1 箱あたり 48 食	192 食
			パン (卵不使用)	1 箱あたり 48 食	48 食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	0 食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食 (2 缶)	210 食
			合計		650 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本 (500ml)	0 本
浅川	浅川 (浅川公民館)		御飯	1 箱あたり 50 食	150 食
			御飯 (アレルゲン不使用)	1 箱あたり 50 食	150 食
			パン	1 箱あたり 48 食	192 食
			パン (卵不使用)	1 箱あたり 48 食	0 食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	384 食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食 (2 缶)	70 食
			合計		946 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本 (500ml)	0 本

地区	設置場所	設置年月	備蓄状況		
小立	小立 2558 (小立小学校職員駐車場敷地)	平成 11 年 8 月	御飯	1 箱あたり 50 食	550 食
			御飯 (アレルゲン不使用)	1 箱あたり 50 食	650 食
			パン	1 箱あたり 48 食	912 食
			パン (卵不使用)	1 箱あたり 48 食	0 食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	192 食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食 (2 缶)	560 食
			合計		2,864 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本 (500ml)	240 本

小立	小立 (小立福祉センター内)		御飯	1 箱あたり 50 食	150 食
			御飯 (アレルゲン不使用)	1 箱あたり 50 食	0 食
			パン	1 箱あたり 48 食	192 食
			パン (卵不使用)	1 箱あたり 48 食	0 食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	0 食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食 (2 缶)	210 食
			合計		552 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本 (500ml)	0 本

大石	大石 1436 (大石小学校駐車場敷地)	平成 9 年 8 月	御飯	1 箱あたり 50 食	650 食
			御飯 (アレルゲン不使用)	1 箱あたり 50 食	500 食
			パン	1 箱あたり 48 食	912 食
			パン (卵不使用)	1 箱あたり 48 食	0 食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	192 食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食 (2 缶)	560 食
			合計		2,814 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本 (500ml)	2,400 本

大石	大石 (大石出張所)		御飯	1 箱あたり 50 食	100 食
			御飯 (アレルゲン不使用)	1 箱あたり 50 食	50 食
			パン	1 箱あたり 48 食	192 食
			パン (卵不使用)	1 箱あたり 48 食	0 食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	0 食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食 (2 缶)	210 食
			合計		552 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本 (500ml)	0 本

地区	設置場所	設置年月	備蓄状況		
河 口	河 口 (河口小学校敷地)	平成 10 年 8 月	御飯	1 箱あたり 50 食	450 食
			御飯 (アレルギー不使用)	1 箱あたり 50 食	600 食
			パン	1 箱あたり 48 食	912 食
			パン (卵不使用)	1 箱あたり 48 食	0 食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	192 食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食 (2 缶)	420 食
			合計		2,574 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本 (500ml)	2,400 本

河 口	河 口 (河口出張所)		御飯	1 箱あたり 50 食	150 食
			御飯 (アレルギー不使用)	1 箱あたり 50 食	0 食
			パン	1 箱あたり 48 食	192 食
			パン (卵不使用)	1 箱あたり 48 食	0 食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	0 食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食 (2 缶)	210 食
			合計		552 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本 (500ml)	0 本

勝 山	勝山 4029-5 (勝山ふれあいセンター裏)	平成 7 年 10 月	御飯	1 箱あたり 50 食	800 食
			御飯 (アレルギー不使用)	1 箱あたり 50 食	400 食
			パン	1 箱あたり 48 食	672 食
			パン (卵不使用)	1 箱あたり 48 食	0 食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	0 食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食 (2 缶)	490 食
			合計		2,362 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本 (500ml)	240 本

地区	設置場所	設置年月	備蓄状況		
長浜	長浜 1225 (足和田保育所裏敷地内)	平成 8 年 6 月	御飯	1 箱あたり 50 食	700 食
			御飯（アレルゲン不使用）	1 箱あたり 50 食	200 食
			パン	1 箱あたり 48 食	528 食
			パン（卵不使用）	1 箱あたり 48 食	0 食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	0 食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食（2 缶）	560 食
			合計		1,988 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本（500ml）	480 本

大嵐	(大嵐小学校敷地内)		御飯	1 箱あたり 50 食	400 食
			御飯（アレルゲン不使用）	1 箱あたり 50 食	100 食
			パン	1 箱あたり 48 食	480 食
			パン（卵不使用）	1 箱あたり 48 食	0 食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	48 食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食（2 缶）	350 食
			合計		1,378 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本（500ml）	480 本

西湖	西湖南 1-3 (西湖南公民館敷地)	平成 23 年 7 月	御飯	1 箱あたり 50 食	300 食
			御飯（アレルゲン不使用）	1 箱あたり 50 食	100 食
			パン	1 箱あたり 48 食	480 食
			パン（卵不使用）	1 箱あたり 48 食	48 食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	0 食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食（2 缶）	420 食
			合計		1,348 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本（500ml）	240 本

根場	西湖西 (根場公民館敷地)	平成 23 年 7 月	御飯	1 箱あたり 50 食	200 食
			御飯（アレルゲン不使用）	1 箱あたり 50 食	100 食
			パン	1 箱あたり 48 食	240 食
			パン（卵不使用）	1 箱あたり 48 食	48 食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	0 食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食（2 缶）	350 食
			合計		888 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本（500ml）	240 本

地区	設置場所	設置年月	備蓄状況		
精進	精進 (精進小学校敷地内)	平成 19 年 12 月	御飯	1 箱あたり 50 食	350 食
			御飯 (アレルギー不使用)	1 箱あたり 50 食	100 食
			パン	1 箱あたり 48 食	384 食
			パン (卵不使用)	1 箱あたり 48 食	48 食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	0 食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食 (2 缶)	280 食
			合計		1,162 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本 (500ml)	240 本
精進	居村 (精進公民館敷地内)		御飯	1 箱あたり 50 食	200 食
			御飯 (アレルギー不使用)	1 箱あたり 50 食	100 食
			パン	1 箱あたり 48 食	384 食
			パン (卵不使用)	1 箱あたり 48 食	48 食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	0 食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食 (2 缶)	280 食
			合計		1,012 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本 (500ml)	144 本
本栖	本栖 20 (上九一色中学校敷地内)	平成 20 年 7 月	御飯	1 箱あたり 50 食	200 食
			御飯 (アレルギー不使用)	1 箱あたり 50 食	250 食
			パン	1 箱あたり 48 食	384 食
			パン (卵不使用)	1 箱あたり 48 食	96 食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	0 食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食 (2 缶)	420 食
			合計		1,350 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本 (500ml)	240 本
本栖	本栖 (本栖公民館)		御飯	1 箱あたり 50 食	50 食
			御飯 (アレルギー不使用)	1 箱あたり 50 食	0 食
			パン	1 箱あたり 48 食	0 食
			パン (卵不使用)	1 箱あたり 48 食	0 食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	0 食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食 (2 缶)	0 食
			合計		50 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本 (500ml)	0 本

地区	設置場所	設置年月	備蓄状況		
富士ヶ嶺	富士ヶ嶺 1209 (豊茂小学校敷地内)	平成 20 年 7 月	御飯	1 箱あたり 50 食	450 食
			御飯 (アレルギー不使用)	1 箱あたり 50 食	150 食
			パン	1 箱あたり 48 食	480 食
			パン (卵不使用)	1 箱あたり 48 食	48 食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	0 食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食 (2 缶)	490 食
			合計		1,618 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本 (500ml)	720 本

富士ヶ嶺	富士ヶ嶺 (上九一色出張所)		御飯	1 箱あたり 50 食	100 食
			御飯 (アレルギー不使用)	1 箱あたり 50 食	100 食
			パン	1 箱あたり 48 食	0 食
			パン (卵不使用)	1 箱あたり 48 食	48 食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	0 食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食 (2 缶)	0 食
			合計		248 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本 (500ml)	0 本

役場	船津 1700 (役場地下倉庫)		御飯	1 箱あたり 50 食	540 食
			御飯 (アレルギー不使用)	1 箱あたり 50 食	100 食
			パン	1 箱あたり 48 食	192 食
			パン (卵不使用)	1 箱あたり 48 食	0 食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	96 食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食 (2 缶)	70 食
			合計		1,098 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本 (500ml)	2,520 本

合 計

アルファ化米	1 箱あたり 50 食	8,190 食
アルファ化米 (アレルギー不使用)	1 箱あたり 50 食	4,700 食
パン	1 箱あたり 48 食	9,504 食
パン (卵不使用)	1 箱あたり 48 食	480 食
ビスケット	1 箱あたり 48 食	1,488 食
クラッカー	1 箱あたり 70 食 (2 缶)	7,070 食
合計		31,432 食
飲料水	1 箱あたり 24 本 (500ml)	11,064 本

9 土石流危険溪流一覧

平成 25 年 4 月 1 日現在

河川名	溪流名	字	人家戸数	公共施設数
河口湖	天神沢	二町	3	1
河口湖	袖ノ口沢	奥	37	7
河口湖	奥川	奥	25	27
河口湖	節待川	奥	42	27
河口湖	藤川	奥	17	3
河口湖	西沢川	中央	316	20
河口湖	馬場川	中央	311	19
河口湖	馬場川の 1	中央	283	18
河口湖	大石沢	大石	68	6
河口湖	戸沢川	大石	0	2
河口湖	梨川	水口	24	6
河口湖	水口沢	大川端	47	2
河口湖	日影沢	河口	64	1
河口湖	御坂川	北浦	68	2
河口湖	西川	河口	68	1
河口湖	北浦沢	河口	65	1
河口湖	寺川	河口	69	2
河口湖	六首川	横町	61	1
河口湖	加藤沢	横町	36	
河口湖	山の神川の 1	横町	20	1
河口湖	山の神川	横町	20	1
河口湖	保地沢川	横町	11	
河口湖	横町沢	横町	21	1
河口湖	鯉の水川	横町	8	
河口湖	追坂沢	横町	3	4
河口湖	北浅川	浅川	7	
河口湖	浅川中央川	浅川	69	6
河口湖	白山川	浅川	57	5
本栖湖	竜ヶ岳沢	本栖	0	1
本栖湖	大久保沢	本栖	0	1
本栖湖	鳥帽子沢	本栖	0	1
精進湖	苗積沢の 2	宇ノ崎	1	2
精進湖	苗積沢の 1	宇ノ崎	1	1
精進湖	屋敷川の 3	他手合	1	1
精進湖	屋敷川の 4	他手合	3	5
精進湖	屋敷川の 2	他手合	3	5
精進湖	屋敷川の 1	他手合	3	4

河川名	溪流名	字	人家戸数	公共施設数
精進湖	他手合	居村	1	1
精進湖	宮沢川	精進	28	4
精進湖	精進川の1	精進	44	2
精進湖	精進川の2	精進	42	2
精進湖	精進の沢	精進	6	2
河口湖	大沢	大嵐	23	1
河口湖	中の沢の1	大嵐	23	2
河口湖	中の沢	大嵐	23	2
河口湖	大入溪流	大嵐	10	
河口湖	平浜沢	長浜	33	4
河口湖	大沢川の1	長浜	50	14
河口湖	大沢川	長浜	51	14
河口湖	宮沢の1	長浜	51	14
河口湖	軽沢	長浜	51	15
河口湖	宮沢の2	長浜	53	13
河口湖	宮沢川	長浜	52	4
河口湖	的場川	長浜	35	2
河口湖	大輪沢	長浜	18	
西湖	横沢	西湖	0	3
西湖	藤沢	西湖	0	3
西湖	青木沢	西湖	0	1
西湖	青木の沢1	西湖	0	1
西湖	青木の沢2	西湖	5	
西湖	東沢	西湖	2	2
西湖	西沢	西湖	2	2
西湖	西入川	根場	7	1
西湖	本沢川	根場	6	1
西湖	東入沢	西湖	5	2
西湖	坂の下沢	西湖	11	6
西湖	西ノ越川	西湖	11	7
西湖	桑留尾川	西湖	21	7
西湖	浅原川	西湖	1	1
西湖	三沢川の1	西湖	32	2
西湖	三沢川	西湖	32	2
西湖	三沢川の2	西湖	15	2
合計 72			—	—

10 急傾斜地危険区域一覧

平成 25 年 4 月 1 日現在

指定区域名	大字	字	指定年月日	指定 番号	指定面積 (ha)	保全戸数 (戸)
精進	精進	宿尻 他	昭和 51 年 11 月 22 日	697	4.84	36
船津	船津 他	大久保 他	昭和 53 年 7 月 24 日	285	24.00	47
大石	大石	下の峰 他	昭和 56 年 3 月 5 日	91	3.10	12
白山神社	浅川	高石 他	平成 1 年 3 月 20 日	121	0.53	5
矢羽根	西湖	矢羽根 他	平成 11 年 3 月 25 日	136	1.96	17
馬込	船津	馬込 他	平成 15 年 1 月 30 日	46	2.60	32
馬込	船津	馬込 他	平成 17 年 2 月 28 日	95	0.53	0
赤坂	船津	水川戸	平成 19 年 2 月 22 日	62	1.83	45
				計	39.39	194

11 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

平成 25 年 4 月 1 日現在

箇所名	大字	小字	人家戸数 (戸)	指定区域名
精進	精進	居村	8	
精進の 2	精進	居村	8	
大窪	精進	大窪	2	
他手合	精進	他手合	4	
他手合の 2	精進	他手合	2	
他手合の 3	精進	他手合	1	
苗積沢	精進	苗積沢	1	
苗積沢の 2	精進	苗積沢	2	
宇ノ崎	精進	宇ノ崎	1	
大石	大石	大石	5	
湯口	大石	湯口	11	
大石の 2	大石	大石	1	
中沢	大石	中沢	24	
大石の 3	大石	日月山	4	
大石の 4	大石	下ノ峰	8	大石
魚釣戸	大石	魚釣戸	2	
戸沢	大石	戸沢	3	
大石の 5	大石	大石	7	
西川	河口	西川	21	
西川橋	河口	国府下	1	
大桧	河口	大桧	1	

箇所名	大字	小字	人家戸数（戸）	指定区域名
横町	河口	横町	21	
横町東下側	河口	横町	6	
産星ヶ崎浅川	浅川	産星ヶ崎	18	
坂本	浅川	坂本	17	
久保	浅川	久保	7	
白山神社	浅川	高石	2	白山神社
船津	船津・浅川	水川戸・高石	28	船津
船津の 2	船津	船津	26	船津
馬込	船津	馬込	28	船津
勝山	勝山	勝山	1	
本沢	西湖	本沢	3	
根場	西湖	根場	3	
西湖	西湖	西湖	1	
雪頭ヶ岳	西湖	雪頭ヶ岳	2	
西之越	西湖	西之越	3	
浅原	西湖	浅原	1	
白根	西湖	白根	7	
矢羽根	西湖	矢羽根	5	矢羽根
上条	長浜	上条	9	
小宮	長浜	小宮	7	
天神下の 2	長浜	天神下	1	
天神下	長浜	天神下	1	
長浜	長浜	長浜	8	
小津原	西湖	小津原	2	
大輪山	西湖	大輪山	1	
大輪山の 2	西湖	大輪山	1	
大輪算の 3	西湖	大輪山	4	
合計 49			330	

12 土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧

平成 23 年 4 月 1 日現在

区域名	概ねの位置（大字）	自然現象の種類	特別警戒区域を含む区域	告示日
上条-1	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
上条-2	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
小宮-1	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
小宮-2	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
天神下の 2	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
天神下	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
長浜	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
上条Ⅱ	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
長浜Ⅱ	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
長浜Ⅱの 2	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
長浜Ⅱの 5	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
長浜Ⅱの 6	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
本沢	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
根場	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
西湖	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
雪頭ヶ岳	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
西之越	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
浅原	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
白根	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
矢羽根-1	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
矢羽根-2	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
小津原	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
大輪山	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
大輪山の 2	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
西之越Ⅱ	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
桑留尾Ⅱ	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
桑留尾Ⅱの 2	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
桑留尾Ⅱの 3	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
矢羽根Ⅱ	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
矢羽根Ⅱの 2	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
根場Ⅲ	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
根場Ⅲの 2	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
大輪山Ⅲ	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
大輪山Ⅲの 2	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
大嵐Ⅱ	大嵐	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27

区域名	概ねの位置（大字）	自然現象の種類	特別警戒区域を含む区域	告示日
栃久保Ⅱ	大嵐	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
栃久保Ⅱの3	大嵐	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
大嵐Ⅱの3	大嵐	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
大嵐Ⅲ	大嵐	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
大輪山の3	西湖南	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
大石-1	大石	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
大石-2	大石	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
湯口	大石	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
大石の2	大石	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
中沢	大石	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
大石の3	大石	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
大石の4	大石	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
魚釣戸	大石	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
戸沢	大石	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
大石の5	大石	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
湯口Ⅱ	大石	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
江木林Ⅱ-1	大石	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
江木林Ⅱ-2	大石	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
桑崎山Ⅱ	大石	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
魚釣戸Ⅱ-1	大石	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
魚釣戸Ⅱ-2	大石	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
西川-1	河口	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
西川-2	河口	急傾斜地の崩壊		H18.3.27
西川-3	河口	急傾斜地の崩壊		H18.3.27
西川橋	河口	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
大桧	河口	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
横町	河口	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
横町東下側	河口	急傾斜地の崩壊		H18.3.27
広瀬Ⅱ	河口	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
山宮Ⅱ	河口	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
宮の上Ⅱ	河口	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
宮の上Ⅱの2	河口	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
御坂トンネルⅡ	河口	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
横町Ⅲ	河口	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
勝山	勝山	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
産屋ヶ崎浅川-1	浅川	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27

区域名	概ねの位置（大字）	自然現象の種類	特別警戒区域を含む区域	告示日
産屋ヶ崎浅川-2	浅川	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
産屋ヶ崎浅川-3	浅川	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
白山神社	浅川	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
船津-1	浅川	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
船津-2	浅川	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
浅川Ⅱ	浅川	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
船津の2	船津	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
御坂山-1	河口	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
御坂山-2	河口	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
小田野	河口	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
日影	河口	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
上大久保	河口	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
大久保山-1	河口	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
金山	河口	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
大久保山-2	河口	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
建石-1	河口	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
建石-2	河口	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
江木林山-1	大石	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
江木林山-2	大石	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
大久保山-3	大石	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
大久保山-4	大石	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
大久保山-5	大石	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
柚ノ口山-1	大石	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
柚ノ口山-2	大石	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
下河原山	大石	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
二夕町-1	大石	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
久保井坂下-1	大石	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
久保井坂下-2	大石	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
久保井坂下-3	大石	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
東八杭-1	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
東八杭-2	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
東八杭-3	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
東八杭-4	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
的場-1	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
山宮-4	河口	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
谷抜-1	河口	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13

区域名	概ねの位置（大字）	自然現象の種類	特別警戒区域を含む区域	告示日
谷抜-2	河口	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
加藤-1	河口	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
加藤-2	河口	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
巽沢	河口	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
布干度-1	河口	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
布干度-2	河口	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
平浜-1	船津	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
平浜-2	船津	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
鳥坂	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
大沢-1	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
大沢-2	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
前沢	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
口谷-1	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
口谷-2	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
口谷-3	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
坂	大嵐	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
大和田道上-1	大嵐	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
大和田道上-2	大嵐	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
向浜	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
津原-1	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
津原-2	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
大輪山	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
大路原-1	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
井利	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
浅原	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
苗積沢	精進	急傾斜地の崩壊	○	H20.7.24
他手合の3-1	精進	急傾斜地の崩壊	○	H20.7.24
他手合の3-2	精進	急傾斜地の崩壊	○	H20.7.24
他手合	精進	急傾斜地の崩壊	○	H20.7.24
大窪-1	精進	急傾斜地の崩壊	○	H20.7.24
大窪-2	精進	急傾斜地の崩壊	○	H20.7.24
精進の2	精進	急傾斜地の崩壊	○	H20.7.24
精進	精進	急傾斜地の崩壊	○	H20.7.24
他手合の2	精進	急傾斜地の崩壊	○	H20.7.24
精進Ⅱ	精進	急傾斜地の崩壊	○	H20.7.24
宇ノ崎-1	精進	急傾斜地の崩壊	○	H20.7.24

区域名	概ねの位置（大字）	自然現象の種類	特別警戒区域を含む区域	告示日
宇ノ崎-2	精進	急傾斜地の崩壊	○	H20. 7. 24
苗積沢の 2	精進	急傾斜地の崩壊	○	H20. 7. 24
西川河口の 1	河口	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
西川河口の 2	河口	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
西川河口の 3	河口	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
梨川河口の 1	河口	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
梨川河口の 2	河口	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
明光山大石の 1	大石	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
桑崎山大石の 1	大石	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
桑崎山大石の 2	大石	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
長浜トンネル	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
六首川河口の 1	河口	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
六首川河口の 2	河口	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
六首川河口の 3	河口	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
鯉ノ水川河口の 1	河口	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
鯉ノ水川河口の 2	河口	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
鯉ノ水川河口の 3	河口	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
産屋ヶ崎	河口	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
戸沢川尾祖場	浅川	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
白山神社の 1	浅川	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
白山神社の 2	浅川	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
足和田長浜の 2	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
足和田長浜の 3	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
足和田長浜の 4	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
西湖小津原	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
西湖大輪山	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
西湖西の 1	西湖・西湖西	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
西湖西の 2	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 31
西湖西の 3	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 31
西湖西の 4	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 31

区域名	概ねの位置（大字）	自然現象の種類	特別警戒区域を含む区域	告示日
大入溪流	長浜	土石流	○	H18. 3. 27
平浜沢	長浜	土石流	○	H18. 3. 27
大沢川の 1	長浜	土石流		H18. 3. 27
大沢川	長浜	土石流	○	H18. 3. 27
宮沢の 1	長浜	土石流		H18. 3. 27
軽沢	長浜	土石流	○	H18. 3. 27
宮沢の 2	長浜	土石流	○	H18. 3. 27
宮沢川	長浜	土石流		H18. 3. 27
的場川	長浜	土石流	○	H18. 3. 27
大輪沢-1	長浜	土石流	○	H18. 3. 27
大輪沢-2	長浜	土石流		H18. 3. 27
八杭坂	長浜	土石流	○	H18. 3. 27
横沢	西湖	土石流		H18. 3. 27
藤沢	西湖	土石流	○	H18. 3. 27
青木沢	西湖	土石流	○	H18. 3. 27
青木の沢 1	西湖	土石流	○	H18. 3. 27
青木の沢 2	西湖	土石流	○	H18. 3. 27
東沢	西湖	土石流	○	H18. 3. 27
西沢	西湖	土石流	○	H18. 3. 27
西入川-1	西湖	土石流	○	H18. 3. 27
西入川-2	西湖	土石流	○	H18. 3. 27
本沢川	西湖	土石流		H18. 3. 27
東入沢	西湖	土石流		H18. 3. 27
坂の下沢	西湖	土石流	○	H18. 3. 27
西ノ越川	西湖	土石流	○	H18. 3. 27
桑留尾川	西湖	土石流		H18. 3. 27
浅原川	西湖	土石流	○	H18. 3. 27
三沢川の 1	西湖	土石流	○	H18. 3. 27
三沢川	西湖	土石流		H18. 3. 27
三沢川の 2	西湖	土石流	○	H18. 3. 27
大沢	大嵐	土石流		H18. 3. 27
中の沢の 1	大嵐	土石流	○	H18. 3. 27
中の沢	大嵐	土石流	○	H18. 3. 27
天神沢	大石	土石流	○	H18. 3. 27
袖ノ口沢	大石	土石流		H18. 3. 27
奥川	大石	土石流	○	H18. 3. 27

区域名	概ねの位置（大字）	自然現象の種類	特別警戒区域を含む区域	告示日
節待川	大石	土石流	○	H18. 3. 27
藤川	大石	土石流	○	H18. 3. 27
西沢川	大石	土石流	○	H18. 3. 27
馬場川	大石	土石流		H18. 3. 27
馬場川の 1	大石	土石流		H18. 3. 27
大石沢	大石	土石流	○	H18. 3. 27
戸沢川	大石	土石流	○	H18. 3. 27
寺崎沢	大石	土石流	○	H18. 3. 27
梨川-1	河口	土石流		H18. 3. 27
梨川-2	河口	土石流	○	H18. 3. 27
水口沢	河口	土石流	○	H18. 3. 27
日影沢	河口	土石流	○	H18. 3. 27
御坂川-1	河口	土石流	○	H18. 3. 27
御坂川-2	河口	土石流	○	H18. 3. 27
北浦沢	河口	土石流	○	H18. 3. 27
寺川	河口	土石流	○	H18. 3. 27
六首川-1	河口	土石流		H18. 3. 27
六首川-2	河口	土石流	○	H18. 3. 27
加藤沢	河口	土石流	○	H18. 3. 27
山の神川の 1	河口	土石流	○	H18. 3. 27
山の神川	河口	土石流	○	H18. 3. 27
保地沢川	河口	土石流	○	H18. 3. 27
横町沢	河口	土石流	○	H18. 3. 27
鯉の水川	河口	土石流	○	H18. 3. 27
追坂沢	河口	土石流	○	H18. 3. 27
北浅川	浅川	土石流	○	H18. 3. 27
浅川中央川-1	浅川	土石流	○	H18. 3. 27
浅川中央川-2	浅川	土石流	○	H18. 3. 27
白山川	浅川	土石流	○	H18. 3. 27
大久保沢	本栖	土石流	○	H20. 7. 24
鳥帽子沢	本栖	土石流		H20. 7. 24
苗積沢の 2	精進	土石流	○	H20. 7. 24
苗積沢の 1	精進	土石流	○	H20. 7. 24
屋敷川の 3	精進	土石流	○	H20. 7. 24
屋敷川の 4	精進	土石流		H20. 7. 24
屋敷川の 2	精進	土石流	○	H20. 7. 24

区域名	概ねの位置（大字）	自然現象の種類	特別警戒区域を含む区域	告示日
屋敷川の1	精進	土石流	○	H20.7.24
他手合	精進	土石流	○	H20.7.24
宮沢川	精進	土石流		H20.7.24
精進川の1	精進	土石流		H20.7.24
精進川の2	精進	土石流	○	H20.7.24
精進の沢	精進	土石流	○	H20.7.24

土砂災害警戒区域、特別警戒区域の指定区域合計（か所）

自然現象の種類	指定区域数	
	土砂災害警戒区域	うち特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	173	170
土石流	78	59
合 計	251	229

13 山地災害危険地一覧

平成 22 年 3 月 31 日現在

【崩壊土砂流出危険地区】

大字、字	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	面積 (ha)	治山事業進捗状況	人家戸数	公共施設	道路
本栖, 大久保	有	無	無	無	0	一部概成	2	1	国道
本栖, 北の山	有	無	無	無	0	無	0		国道
精進, 苗積	有	無	無	有	0	一部概成	2		県道
精進, 苗積	有	無	無	無	1	一部概成	4		県道
精進, 戸知久保	有	無	無	有	0	一部概成	5		国道
精進, 屋敷	有	無	無	無	0	未成	12		県道
精進, 屋敷	有	無	無	無	1	一部概成	12		県道
精進, 芹沢	有	無	無	無	0	未成	12		県道
精進, 甲斐道	無	無	有	無	1	一部概成	25	2	国道
精進, 精進	有	無	有	無	1	一部概成	25	2	国道
精進, 小田沢	有	無	無	無	1	一部概成	20	2	国道
精進, ウトウ川	有	無	無	無	1	未成	0		国道
精進, 瀬々波	有	無	無	有	0	一部概成	0		国道
精進, 瀬々波	有	無	無	有	0	一部概成	0		国道
精進, 大和田	有	無	無	有	3	一部概成	0	2	林道
精進, 大和田	有	無	無	有	3	一部概成	0	2	林道
精進, 東和田	有	無	無	有	8	一部概成	0	2	林道
本栖, 割石	有	無	無	有	3	未成	0		国道
本栖, 竜ヶ岳	有	無	無	有	1	未成	3	1	県道
本栖, 広川原	有	無	無	無	0	一部概成	0		県道
精進, 寿加	有	無	無	無	1	既成	0	1	国道
大石、節侍寺	有	無	有	有	2	一部概成	15		林道
大石、藤山	有	無	無	有	2	一部概成	7		町道
大石、西沢	有	無	有	有	1	一部概成	300	3	県道
大石、東	有	無	無	有	1	一部概成	370	3	県道
大石、明光山	有	無	無	有	0	一部概成	40	2	県道
大石、戸沢山	無	無	無	有	0	一部概成	10		県道
大石、城古山	有	無	無	有	1	一部概成	30	1	県道
河口、梢山	有	無	無	有	1	一部概成	5		国道
河口、御坂山	有	無	無	有	0	一部概成	2		国道

大字、字	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	面積(ha)	治山事業進捗状況	人家戸数	公共施設	道路
河口	有	無	無	有	0	一部概成	0		国道
河口、輪名沢	有	無	無	有	1	一部概成	0		国道
河口、輪名沢	有	無	無	有	2	一部概成	0		国道
河口、八丁金ヶ窪	有	無	無	有	0	一部概成	0		国道
河口、滝の入山	無	無	無	有	0	一部概成	80	2	国道
河口、滝の入山	有	無	有	有	2	一部概成	20	1	国道
河口、天神沢	有	無	無	有	2	未成	8		国道
河口、天神沢	有	無	無	有	2	一部概成	8		その他
河口、木無山	有	無	有	有	3	一部概成	10	1	町道
河口、霜山	有	無	有	有	4	一部概成	10	1	町道
河口、霜山	有	無	無	有	3	一部概成	10		町道
河口、霜山	有	無	無	有	3	一部概成	20		国道
浅川、戸沢	有	無	無	無	0	一部概成	50	1	国道
浅川、浅川	有	無	有	有	2	一部概成	50	1	国道
浅川、白山川	有	無	無	無	1	一部概成	15		国道
河口、桜橋	有	無	無	有	2	一部概成	0		国道
河口、八丁金ヶ窪	有	無	無	有	8	一部概成	0		国道
河口、御巢鷹山	有	無	無	有	8	一部概成	0		国道
大石、十二ヶ岳	有	無	有	有	26	未成	6		町道
河口、小管山	有	無	有	有	9	一部概成	23		国道
河口、大萱	有	無	無	有	1	未成	0		国道
西湖、大輪山	有	無	無	有	1	一部概成	13	1	県道
西湖、駒形	有	無	無	有	1	一部概成	0		県道
西湖、津原	有	無	無	有	1	一部概成	14		県道
西湖、津原	有	無	無	有	1	一部概成	14		県道
長浜、大沢	有	無	無	有	1	一部概成	80	3	県道
長浜、大沢	無	無	無	有	1	一部概成	20	3	県道
長浜、尾崎	有	無	無	有	2	一部概成	5		県道
長浜、上足和田	無	無	無	有	1	未成	4		県道
大嵐、栃窪	有	無	無	有	1	一部概成	30	1	国道
根場、王岳	有	無	有	有	6	一部概成	25		県道
根場、大比羅	有	無	有	有	5	一部概成	25		県道

大字、字	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	面積(ha)	治山事業進捗状況	人家戸数	公共施設	道路
根場、東入川	有	無	有	有	13	未成	20		県道
西湖	有	無	無	有	1	一部概成	7		県道
西湖、浅原	有	無	無	有	0	一部概成	0		県道
西湖、三沢	有	無	有	有	4	一部概成	47		県道
長浜、室沢	無	無	有	有	2	一部概成	55	1	県道
富士崎	無	無	無	有	1	一部概成	13		県道

【山腹崩壊危険地区】

大字、字	保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	面積(ha)	治山事業進捗状況	人家戸数	公共施設	道路
精進、他手合	無	無	無	3	無	10		県道
精進、他手合	無	無	有	3	一部概成	5		県道
精進、苗積	無	無	有	1	無	20		
大石、上の峰	有	有	無	13	一部概成	100	3	町道
河口、大築地	無	無	無	4	無	60	2	国道
河口、御坂山石岸	有	無	有	8	一部概成	4		国道
浅川、産屋ヶ崎	無	無	無	6	無	20		国道
浅川、西の団	無	無	無	5	無	20		国道
日影林	有	無	有	3	一部概成	18		国道
西湖、根湯	無	無	有	5	無	2		県道
西湖、雪頭	有	無	有	7	一部概成	5		県道
西湖、雪頭	有	無	有	11	一部概成	5		県道
西湖、雪頭	無	無	無	1	無	4		県道
西湖、雪頭	有	無	有	10	一部概成	15		県道
西湖、西村	有	無	有	12	一部概成	40		県道
西湖、東村	有	無	無	9	一部概成	30		県道
長浜、西の峰	無	無	無	4	無	30	3	県道
西湖、大輪山	有	無	無	8	一部概成	60		町道
大嵐、栃窪	有	無	有	9	一部概成	40	1	国道
大和田道上	無	無	有	22	無	18		国道
西湖、雪頭ヶ嶽	無	無	有	9	無	0		県道

大字、字	保安林 等	他の法 令等の 指定	荒廃状 況	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	人家戸数	公共 施設	道路
西湖、大久保山	無	無	有	5	無	0		県道
西湖、大久保山	無	無	有	4	無	0		県道

【山地災害危険地合計（か所）】

崩壊土砂流出箇所数	山腹崩壊箇所数	地すべり箇所数	合計
69	23	0	92

14 指定文化財一覧

平成 27 年 3 月現在

	名称	種別	所在地	指定	指定年月日
1	富士山	特別名勝	富士河口湖町外 1 市 3 村	国	昭和 27 年 11 月 22 日
2	船津胎内樹型	天然記念物	船津胎内	国	昭和 4 年 12 月 17 日
3	西湖蝙蝠穴及びコウモリ	天然記念物	西湖 2068	国	昭和 4 年 12 月 17 日
4	竜宮洞穴	天然記念物	西湖 2068	国	昭和 4 年 12 月 17 日
5	精進の大スギ	天然記念物	精進 84	国	昭和 3 年 1 月 31 日
6	富岳風穴	天然記念物	精進青木ヶ原 514	国	昭和 4 年 12 月 17 日
7	富士風穴	天然記念物	精進青木ヶ原 514	国	昭和 4 年 12 月 17 日
8	富士山原始林	天然記念物	本栖字大室山	国	大正 15 年 2 月 24 日
9	本栖風穴	天然記念物	本栖字石塚 222	国	昭和 4 年 12 月 17 日
10	富士御室浅間神社本殿	重要文化財	勝山 3951-1	国	昭和 60 年 5 月 18 日
11	河口の稚児舞	無形文化財	河口 1	県	昭和 35 年 11 月 7 日
12	丸木舟（3 隻）	有形文化財	船津 3964 富士博 物館	県	昭和 38 年 9 月 9 日
13	御室浅間神社文書 2 通	有形文化財	勝山 3951-1	県	昭和 33 年 6 月 19 日
14	富士御室浅間神社文書 23 通	有形文化財	勝山 3951-1	県	昭和 43 年 2 月 8 日
15	勝山記	有形文化財	勝山 3951-1	県	昭和 50 年 3 月 17 日
16	西海文書	有形文化財	西湖 295 薬明神社	県	昭和 33 年 6 月 19 日
17	鰐口	有形文化財	大嵐 6 蓮華寺	県	昭和 58 年 7 月 21 日
18	丸木舟	有形文化財	西湖 2068-1	県	平成 6 年 11 月 7 日
19	河口浅間神社の七本スギ	天然記念物	河口 1	県	昭和 33 年 6 月 19 日
20	フジマリモ及び生息地	天然記念物	西湖、河口湖、外 1 湖	県	昭和 33 年 6 月 19 日 平成 5 年 11 月 29 日
21	丸尾地藏堂	有形文化財	船津 5169	町	昭和 47 年 12 月 1 日
22	最乗塔	有形文化財	船津 5168	町	昭和 47 年 12 月 1 日
23	三十番神堂	有形文化財	小立妙法寺境内	町	昭和 49 年 5 月 14 日
24	妙法寺庫裏	有形文化財	小立 692	町	昭和 49 年 5 月 14 日
25	井出本家四脚門一棟	有形文化財	船津 8	町	昭和 49 年 5 月 14 日
26	井出家長屋門一棟	有形文化財	船津 20	町	昭和 49 年 5 月 14 日
27	円通寺庫裏	有形文化財	船津 3932	町	昭和 49 年 5 月 14 日
28	円通寺本堂	有形文化財	船津 3932	町	昭和 49 年 5 月 14 日
29	河口浅間神社本殿	有形文化財	河口 1	町	昭和 49 年 5 月 14 日
30	黒駒大絵馬	有形文化財	河口 1	町	昭和 57 年 5 月 27 日
31	三浦家の門	有形文化財	河口 15	町	平成 15 年 2 月 18 日

	名称	種別	所在地	指定	備考
32	神輿	有形文化財	勝山 3951-1	町	昭和 52 年 8 月 20 日
33	八王子神社本殿	有形文化財	勝山 938	町	昭和 54 年 1 月 26 日
34	武田不動明王座像	有形文化財	勝山 3951-1	町	昭和 63 年 2 月 27 日
35	聖徳太子像及び厨子	有形文化財	勝山 3951-1	町	平成元年 4 月 1 日
36	富士御室浅間神社里宮社	有形文化財	勝山 3951-1	町	平成元年 11 月 17 日
37	角行座像	有形文化財	勝山 3951-1	町	平成 6 年 9 月 11 日
38	浄蓮寺喚鐘	有形文化財	勝山 298	町	平成 6 年 9 月 11 日
39	妙本寺一棟内本堂、客殿、庫裏	有形文化財	勝山 609	町	平成 6 年 9 月 11 日
40	八王子神社拝殿一棟	有形文化財	勝山 938	町	平成 11 年 8 月 5 日
41	釈迦如来座像	有形文化財	大嵐 6	町	昭和 57 年 7 月 14 日
42	四天王像	有形文化財	大嵐 6	町	昭和 57 年 7 月 14 日
43	大嵐山の神社	有形文化財	大嵐 71	町	平成 15 年 4 月 17 日
44	天神社本殿	有形文化財	大嵐 71	町	平成 15 年 4 月 17 日
45	神札古判木	有形文化財	大嵐 71	町	平成 15 年 4 月 17 日
46	河口浅間神社参道の杉並木	天然記念物	河口 1	町	平成 15 年 2 月 18 日
47	河口浅間神社の栃の木	天然記念物	河口 1	町	平成 15 年 2 月 18 日
48	河口浅間神社の樅の木	天然記念物	河口 1	町	平成 15 年 2 月 18 日
49	藤の木	天然記念物	勝山 3951-1、3950	町	昭和 47 年 6 月 15 日
50	イヌザクラ	天然記念物	勝山 609	町	昭和 52 年 8 月 20 日
51	オオウラジロの木(ヤマナシ)	天然記念物	勝山 1785	町	昭和 52 年 8 月 20 日
52	勝山小学校創立記念樹(松)	天然記念物	勝山 1047	町	平成 7 年 9 月 23 日
53	コナラ	天然記念物	大嵐 71	町	平成 9 年 8 月 12 日
54	諏訪神社の大杉	天然記念物	精進 84	町	昭和 60 年 3 月 20 日
55	御坂城跡	史跡	御坂山 2740 の一部	町	昭和 47 年 12 月 1 日
56	うの島	史跡	大石 2584	町	昭和 47 年 12 月 1 日
57	河口湖掘り抜き	史跡	船津 4242 他	町	昭和 60 年 7 月 10 日
58	川窪寺屋敷跡	史跡	小立 1070	町	平成 2 年 9 月 17 日
59	富士御室浅間神社二合目本宮境内他	史跡	富士山二合目 3953-1	町	平成 7 年 9 月 23 日
60	東照宮御宿陣ノ跡	史跡	勝山 195-1	町	平成 15 年 10 月 8 日
61	神楽殿の礎石	史跡	大嵐 71	町	平成 15 年 4 月 17 日
62	渡辺囚獄佑の墓	史跡	本栖 94	町	昭和 60 年 3 月 30 日
63	山神社本殿	建造物	本栖 384-1	町	平成 13 年 12 月 12 日
64	諏訪神社本殿	建造物	精進 84	町	平成 13 年 12 月 12 日

	名 称	種 別	所 在 地	指 定	備 考
65	山神社宝篋印塔	建造物・石造物	本栖 384－1	町	平成 13 年 12 月 12 日
66	本栖六斎念仏	無形民族文化財	本栖 331	町	昭和 60 年 3 月 30 日
67	金銅薬師如来立像	有形文化財	小立 139	町	平成 18 年 12 月 20 日
68	廻り舞台	有形文化財	小立 692	町	平成 19 年 1 月 17 日
69	大杉地区溶岩樹型群	天然記念物	本栖 223	町	平成 20 年 5 月 12 日

15 相互応援協定一覧

平成 27 年 3 月現在

協定名	締結年月日	協定先
環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定	平成 18 年 5 月 10 日	〔山梨県〕 富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、身延町、都留市 〔静岡県〕 沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町、小山町、芝川町
富士北麓災害時の相互応援に関する協定	平成 15 年 12 月 11 日	富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、身延町、都留市
富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援協定書	平成 18 年 11 月 30 日	〔山梨県〕 富士吉田市、身延町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町 〔神奈川県〕 小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町 〔静岡県〕 沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆の国市、河津町、南伊豆町、松崎町、函南町、清水町、長泉町、小山町、芝川町、富士川町
甲府市・富士河口湖町消防団相互応援協定	平成 18 年 2 月 24 日	甲府市、富士河口湖町
災害時における応急対策業務に関する協定書	平成 18 年 9 月 15 日	(社) 山梨県建設業協会都留支部、富士河口湖町
災害時における相互応援に関する協定書	平成 23 年 7 月 23 日	笛吹市、富士河口湖町
災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	平成 23 年 6 月 12 日	山梨県石油協同組合、富士河口湖町
災害時における救援物資の提供に関する協定書	平成 21 年 11 月 6 日	コカ・コーラセントラルジャパン株式会社、富士河口湖町

協定名	締結年月日	協定先
富士河口湖町情報通信基盤施設を利用したサービス提供事業の運営に関する協定書	平成 22 年 11 月 25 日	河口湖有線テレビ放送有限会社、富士河口湖町
災害時における飲料等の提供協力に関する協定書	平成 22 年 12 月 8 日	アサヒカルピスビバレッジ株式会社、有限会社ミシマソフトドリンク、富士河口湖町
全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村災害時相互応援協定書	平成 24 年 7 月 20 日	宮城県：登米市、秋田県：由利本荘市、大潟村、福島県：喜多方市、茨城県：潮来市、埼玉県：戸田市、千葉県：香取市、新潟県：阿賀町、富山県：南砺市、福井県：美浜町、山梨県：富士河口湖町、長野県：下諏訪町、岐阜県：川辺町、海津市、愛知県：愛西市、東郷町、高浜市、三重県：大台町、兵庫県：豊岡市、加古川市、福岡県：遠賀町、熊本県：菊池市、大分県：日田市、鹿児島県：薩摩川内市
災害時における被害家屋状況調査に関する協定書	平成 24 年 10 月 31 日	山梨県土地家屋調査士会、山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会、富士河口湖町
災害時相互応援に関する協定	平成 25 年 3 月 9 日	仙北市（秋田県）・富士河口湖町
災害時相互応援に関する協定	平成 25 年 4 月 20 日	羽生市（埼玉県）・富士河口湖町
災害時相互応援に関する協定	平成 26 年 11 月 4 日	中央区（東京都）・富士河口湖町
緊急時解放備蓄型自販機に関する覚書	平成 24 年 12 月 19 日	大塚食品株式会社
災害時における支援協力に関する協定書	平成 25 年 4 月 19 日	マックスバリュートーヨー東海株式会社

協定名	締結年月日	協定先
災害時における一時避難所としての使用に関する協定	平成 25 年 4 月 14 日	河口湖ショッピングセンター
災害時における災害緊急放送に関する協定	平成 25 年 10 月 25 日	河口湖有線テレビ放送有限会社
災害時等における家庭系災害廃棄物の収集運搬および処理に関する確認書	平成 26 年 3 月 3 日	オリックス資源循環株式会社
防災に関する協定	平成 27 年 11 月 13 日	河口湖有線テレビ放送 エフエムふじやま
富士山火山噴火時の広域避難に関する協定	平成 28 年 3 月 25 日	山梨市、笛吹市、富士川町、市川三郷町
災害時における相互協力に関する協定	平成 28 年 11 月 24 日	健康科学大学
災害時における応急活動の協力に関する協定	平成 29 年 2 月 21 日	一般社団法人 山梨県トラック協会 倉庫設置事業所

16 災害時優先電話一覧

平成 29 年 4 月現在

ランク	施設名（設置場所）	電話番号
1	富士河口湖町地域防災課	0555-72-1170
1	富士河口湖町総務課	0555-72-1112
1	富士河口湖町農林課	0555-72-1115
1	富士河口湖町政策企画課	0555-72-1129
1	旧小立支所	0555-72-1517
1	中央公民館	0555-72-2932
1	町民体育館	0555-73-1220
1	河口分団詰所	0555-76-6119
1	河口住民センター	0555-76-7302
1	大石住民センター	0555-76-7702
1	大嵐児童館	0555-82-2022
1	勝山出張所	0555-83-2111
1	富士ヶ嶺第 3 水源	0555-89-2023
1	富士ヶ嶺公民館	0555-89-2111
2	船津小学校	0555-72-0052
2	小立小学校	0555-72-1512
2	小立保育所	0555-72-1646
2	船津保育所	0555-72-2007
2	河口湖南中学校	0555-72-1142
2	河口湖北中学校	0555-76-7324
2	河口小学校	0555-76-7334
2	河口保育所	0555-76-7617
2	大石小学校	0555-76-7714
2	大石保育所	0555-76-7754
2	大嵐小学校	0555-82-2132
2	西浜小学校	0555-82-2144
2	西浜中学校	0555-82-2644
2	勝山中学校	0555-83-2339
2	勝山小学校	0555-83-2027
2	勝山保育所	0555-83-2124
2	富士ヶ嶺保育所	0555-89-2024
2	富士豊茂小学校	0555-89-2113

※町有施設における緊急時の電話優先については、上記の通りランク 1 が 14 回線（他携帯 1 台）、ランク 2 が 21 回線となっている。（参考 一般電話は、ランク 4 とされている。）

17 郵便局・ATM 一覧

平成 28 年 11 月現在

郵便局名	住所	電話番号	郵便	貯金	保険	ATM
河口湖郵便局	船津 3451	0555-72-1900	○	○	○	○
河口郵便局	河口 1088	0555-76-7930	○	○	○	○
勝山郵便局	勝山 4044-1	0555-83-2100	○	○	○	○
小立簡易郵便局	小立 748	0555-72-1517	○	○		
精進郵便局	精進 514-45	0555-87-2001	○	○	○	○
西浜簡易郵便局	長浜 799-3	0555-82-2211	○	○	○	
大石郵便局	大石 204	0555-76-7940	○	○	○	○
富士ヶ嶺簡易郵便局	富士ヶ嶺 1219-1	0555-89-2666	○	○	○	
本栖簡易郵便局	本栖 271	0555-87-2130	○	○	○	

18 避難立退区域（水害関係）

平成 27 年 3 月現在

河川名	避難立退区域	避難人員（人）	避難立退予定地
馬場川	大石	500	大石小学校、大石住民センター
奥川	大石	500	大石小学校、大石住民センター
的場川	長浜	100	西浜小・中学校
南沢川	大嵐	15	大嵐児童館
精進川	精進居村	100	精進公民館

19 ヘリコプター発着場所一覧

平成 27 年 3 月現在

No.	場 所	住 所	面 積
1	船津小学校校庭	富士河口湖町船津 3737	7,785 m ²
2	河口湖町民運動場	富士河口湖町船津 42-1	19,200 m ²
3	河口湖南中学校校庭	富士河口湖町船津 1164	12,800 m ²
4	小立小学校校庭	富士河口湖町小立 2446	9,499 m ²
5	八木崎公園多目的広場	富士河口湖町小立 897-1	10,000 m ²
6	くぬぎ平スポーツ公園多目的グラウンド	富士河口湖町小立 6816-2	12,000 m ²
7	大石小学校校庭	富士河口湖町大石 1425	6,385 m ²
8	大石公園 多目的広場	富士河口湖町大石 2525-1 先	3,500 m ²
9	河口小学校校庭	富士河口湖町河口 1560	6,701 m ²
10	河口湖北中学校校庭	富士河口湖町河口 3212	10,968 m ²
11	勝山小中学校校庭	富士河口湖町勝山 1047	9,106 m ²
12	小海公園 芝生広場	富士河口湖町勝山 3775-4 先	9,106 m ²
13	西浜小学校校庭	富士河口湖町長浜 1062	6,832 m ²
14	長浜下条浜河川敷	富士河口湖町長浜 2254 先	2,000 m ²
15	西湖前浜河川敷	富士河口湖町西湖 653 先	2,500 m ²
16	西湖桑留尾浜河川敷	富士河口湖町西湖 1027 先	2,500 m ²
17	西湖南運動場	富士河口湖町西湖 2068-1	10,000 m ²
18	西湖西運動場	富士河口湖町西湖西 12-1	10,000 m ²
19	大嵐運動広場 (大嵐小学校隣接)	富士河口湖町大嵐 576	13,082 m ²
20	上九一色中学校校庭	富士河口湖町本栖 20	11,711 m ²
21	精進湖畔 (北岸河川敷)	富士河口湖町精進	3,500 m ²
22	富士ヶ嶺スポーツ広場(富士豊茂小学校隣接)	富士河口湖町富士ヶ嶺 1209	5,600 m ²

飛行場外離着陸場等 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

場 外 離 着 陸 場	緊 急 離 着 陸 場
1 河口湖八木崎公園 2 河口湖小海浜公園 3 本栖湖スポーツセンター 4 富士豊茂小学校グラウンド	1 河口湖町民グラウンド 2 河口湖美術館芝生広場 3 河口湖総合公園 4 精進小グラウンド

※山梨県消防防災ヘリコプター緊急運航マニュアルに基づくもの

20 避難場所一覧

平成 28 年 3 月現在

No.	場 所	住 所	面 積 A (㎡)	収容人員 (A/10 ㎡) (人)
1	富士河口湖町民運動場	富士河口湖町船津 5552	19,200 ㎡	1,920 人
2	鐘突堂スポーツ広場	富士河口湖町船津 4233-1	11,000 ㎡	1,100 人
3	船津小学校校庭	富士河口湖町船津 3737	7,785 ㎡	779 人
4	河口湖南中学校校庭	富士河口湖町船津 1164	12,800 ㎡	1,280 人
5	小立小学校校庭	富士河口湖町 2446	9,499 ㎡	950 人
6	八木崎公園多目的広場	富士河口湖町小立 897-1	10,000 ㎡	1,000 人
7	大石小学校校庭	富士河口湖町大石 1425	6,385 ㎡	639 人
8	河口小学校校庭	富士河口湖町河口 1560	6,701 ㎡	670 人
9	河口湖北中学校校庭	富士河口湖町河口 3210	10,968 ㎡	1,097 人
10	勝山小中学校校庭	富士河口湖町勝山 1047	9,106 ㎡	911 人
11	西浜小学校校庭	富士河口湖町長浜 1062	9,741 ㎡	974 人
12	長浜下条浜河川敷	富士河口湖町長浜 2251-1 先	2,000 ㎡	200 人
13	西湖前浜河川敷	富士河口湖町西湖 653 先	2,500 ㎡	250 人
14	西湖向浜河川敷	富士河口湖町西湖 207 先	500 ㎡	50 人
15	西湖桑留尾浜河川敷	富士河口湖町西湖 986 先	2,500 ㎡	250 人
16	西湖南運動場	富士河口湖町西湖 2068-1	10,000 ㎡	1,000 人
17	西湖西運動場	富士河口湖町西湖西 12-1	10,000 ㎡	1,000 人
18	大嵐小学校校庭(大嵐運動場)	富士河口湖町大嵐 559	13,082 ㎡	1,308 人
19	精進屋内ゲートボール場	富士河口湖町精進 159	570 ㎡	57 人
20	県営精進湖駐車場	富士河口湖町精進 264-2	1,750 ㎡	175 人
21	旧精進小学校校庭	富士河口湖町精進 514	5,393 ㎡	539 人
22	本栖キャンプ場駐車場	富士河口湖町本栖 218 先	5,500 ㎡	550 人
23	旧上九一色中学校校庭	富士河口湖町本栖 20	11,711 ㎡	1,171 人
24	県営本栖湖駐車場	富士河口湖町本栖 18 先	10,463 ㎡	1,046 人
25	富士豊茂小学校校庭(富士ヶ嶺 スポーツ広場)	富士河口湖町富士ヶ嶺 1209	10,645 ㎡	1,065 人
26	富士ヶ嶺公民館駐車場	富士河口湖町富士ヶ嶺 1219	80 ㎡	8 人
27	本栖湖スポーツセンター	富士河口湖町本栖 210	152,650 ㎡	15,264 人
合 計			353,049 ㎡	35,304 人

※避難場所の収容人員は、3 日以上避難生活を想定し、空地面積の 1/3 (障害、通路、共同部屋等 2/3) にテント (20 ㎡/1 張り) を設置することが可能と仮定し、テント 1 張り当り 6 人 (3 ㎡/1 人) を目安とした。

21 避難施設一覧

平成 28 年 3 月現在

No.	施 設 名	住 所	電話番号	面 積 B(m ²)	収容人員 (B/6 m ²) (人)
1	富士河口湖町民体育館	富士河口湖町船津 5542-1	0555-73-1220	4,215 m ²	703 人
2	富士河口湖町中央公民館	富士河口湖町船津 1747	0555-72-0001	2,215 m ²	369 人
3	船津地区公民館	富士河口湖町船津 3737	0555-72-0364	362 m ²	60 人
4	船津福祉センター	富士河口湖町船津 6713-51	0555-72-1417	266 m ²	44 人
5	船津小学校体育館	富士河口湖町船津 3737	0555-72-0052	1,420 m ²	237 人
6	河口湖南中学校体育館	富士河口湖町船津 1164	0555-72-1142	1,598 m ²	266 人
7	小立福祉センター	富士河口湖町小立 677	0555-72-2008	725 m ²	121 人
8	小立小学校体育館	富士河口湖町小立 2446	0555-72-1512	1,612 m ²	269 人
9	大石福祉センター	富士河口湖町大石 72	0555-76-7702	723 m ²	121 人
10	大石小学校体育館	富士河口湖町大石 1425	0555-76-7714	923 m ²	154 人
11	河口住民センター	富士河口湖町河口 6-1	0555-76-7302	995 m ²	166 人
12	河口小学校体育館	富士河口湖町河口 1560	0555-76-7334	936 m ²	156 人
13	河口湖北中学校体育館	富士河口湖町河口 3210	0555-76-7324	936 m ²	156 人
14	勝山小中学校体育館	富士河口湖町勝山 1047	0555-83-2027	1,410 m ²	235 人
15	勝山ふれあいセンター	富士河口湖町勝山 4029-5	0555-83-2111	3,110 m ²	518 人
16	勝山ふれあいドーム	富士河口湖町勝山 4133	0555-73-3788	1,351 m ²	225 人
17	足和田出張所	富士河口湖町長浜 2410	0555-82-2311	623 m ²	104 人
18	西浜小学校体育館	富士河口湖町長浜 1062	0555-82-2144	852 m ²	142 人
19	西湖公民館	富士河口湖町西湖南 1-3	0555-82-2148	442 m ²	74 人
20	西湖南体育館	富士河口湖町西湖 2068-1	—	1,020 m ²	170 人
21	根場公民館	富士河口湖町西湖西 5-18	0555-82-2088	389 m ²	65 人
22	大嵐小学校体育館	富士河口湖町大嵐 559	0555-82-2132	571 m ²	95 人
23	大嵐支所（児童館）	富士河口湖町大嵐 422	0555-82-2022	535 m ²	89 人
24	旧精進小学校体育館	富士河口湖町精進 514-1	0555-87-2120	800 m ²	133 人
25	精進公民館	富士河口湖町精進 71	—	194 m ²	32 人
26	旧上九一色中学校体育館	富士河口湖町本栖 20	0555-87-2350	876 m ²	146 人
27	本栖公民館	富士河口湖町本栖 360	0555-87-2260	299 m ²	50 人
28	富士豊茂小学校体育館	富士河口湖町富士ヶ嶺 1209	0555-89-2113	648 m ²	108 人
29	上九一色コミュニティーセンター	富士河口湖町富士ヶ嶺 1219-1	0555-89-2511	912 m ²	304 人
30	富士ヶ嶺屋内ゲートボール場	富士河口湖町富士ヶ嶺 1214	—	540 m ²	90 人
31	本栖湖スポーツセンター	富士河口湖町本栖 210	0555-87-2887	2,748 m ²	458 人
合 計				34,525 m ²	5,860 人

※避難施設の収容人員は、3 日以上避難生活を想定し施設の延べ床面積の 1/2 が使用可能と仮定し 1 人あたり 3 m²の面積を目安とした。

22 福祉避難施設一覧

平成 28 年 3 月現在

No.	施設名	住所	電話番号
1	はまなし寮	富士河口湖町船津 6713-51	0555-72-5322
2	介護老人保健施設 はまなす	富士河口湖町船津 6887	0555-83-3285
3	特別養護老人ホーム なでしこ	富士河口湖町船津 2210	0555-72-5601
4	ケアセンター こころ	富士河口湖町船津 1246-1	0555-73-3058
5	ショートステイ こころ	富士河口湖町船津 1246-1	0555-73-3058
6	デイサービスセンターはるみさん家	富士河口湖町船津 1190-3	0555-72-0803
7	富士ふれあいセンター	富士河口湖町船津 6663-1	0555-72-5533
8	河口湖ハーバル工房	富士河口湖町船津 6713-16	0555-72-3696
9	デイサービスたんぽぽ	富士河口湖町小立 4012-1	0555-73-3511
10	Pa l - Pa l	富士河口湖町小立 2487-4	0555-83-3170
11	デイサービスセンターふれ愛	富士河口湖町小立 2487	0555-72-1430
12	スイートベリー K A T S U Y A M A	富士河口湖町勝山 298	0555-72-6682
13	リハビリデイサービス元気丸	富士河口湖町長浜 2410	0555-76-8500

23 水道施設一覧

(平成 28 年度)

施設の名称	原水の種別	給水能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)
上水道	地下水	23,800	20,500	19,527
河口湖簡易水道	湧水・地下水	4,253	4,246	4,131
足和田簡易水道	湧水・地下水	2,005	2,000	1,434
上九一色簡易水道	湧水・地下水	2,317	2,540	976

24 災害報告取扱要領（山梨県被害情報収集・伝達マニュアルより抜粋）

[災害即報]

第1 総 則

1 趣 旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（昭和57年12月28日付消防救第53号）」の定めるところによる。

3 報告手続

- （1）火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。（1）及び(5)において同じ。）が都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- （2）災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村が都道府県に報告するものとする。

- （3）都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して消防庁に報告を行うものとする。

- （4）「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

- （5）市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 即報の区分、対象及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、（1）の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は（2）により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

火災等即報	第1号様式 及び第2号 様式	火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を 対象とする。特定の事故とは、石油コンビナート等特別防 災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可 燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。 なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、 特定の事故については、第2号様式により報告すること。
救急・救助 事故即報	第3号様式	救急事故及び救助事故を対象とする。ただし、火災等即報 を行うべき火災及び特定の事故については、省略するこ と。
災害即報	第4号様式	災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は 事故については、火災等即報、救急・救助事故即報を省略 することができる。ただし、消防庁長官から特に求められ たものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共
団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生し
たときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用い
て速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

- ・「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等
- ・被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等
- ・報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等
- ・上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、原則として次のような人的被害を生じた火災及び事故につ
いて報告すること。

- 1) 死者3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ
各項に定める個別基準に該当するものについて報告すること。

ア 火災

建物火災	1) 特定防火対象物で死者の発生した火災 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において 発生した火災で利用者等が避難したもの 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の 火災 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火 災 5) 損害額1億円以上と推定される火災
林野火災	1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの 2) 空中消火を要請したもの 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いも の

交通機関の火災	船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの 1) 航空機火災 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災 3) トンネル内車両火災 4) 列車火災
その他	以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの (例示) ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故	(例示) ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの	
特定事業所内の火災(1)以外のもの。)	

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法（平成11 年法律第156 号）第10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故
(例示)
 - ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
 - ・バスの転落による救急・救助事故
 - ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

上記2と同様式を用いて報告すること。

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

地震	地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの
津波	津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの
風水害	1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 2) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
雪害	1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの
火山災害	1) 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 死者3人以上、又は、死者及び負傷者の合計が10人以上発生したもの。

- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500m² 程度以上の区域に影響を与えたもの
 - 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - ② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
 - 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
 - 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- エ 原子力災害等
- 第2の1の(2)のエに同じ。

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2に同じ。

4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

[中間報告・確定報告]

第1 総 則

1 趣 旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式および方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）の定めるところによるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象または大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（火災報告取扱要領（昭和43年11月11日消防総第393号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの

- (2) 都道府県または市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5 報告の種類、期日等

- (1) 報告の種類、提出期限、様式および提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1部
災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部
災害年報	4月30日	第3号様式	1部

- (2) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第2 記入要領

第1号様式、第2号様式および第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

被害項目		報告基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者 軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木などのたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。	

被害項目		報 告 基 準
その他被害	田畑の流失埋没	耕土が流出し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。
	田畑の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
その他被害	河川	河川法(昭和 39 年法律第 167 号)が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上、要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上、重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法(昭和 30 年法律第 29 号)第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の通行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものおよび流失し、所在が不明になったもの、ならびに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り災者		り災世帯の構成員とする。
火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設および公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする
	農業被害	農林水産業施設以外の農業被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林業被害	農林水産業施設以外の林業被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

※ 備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類および概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第 1 号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

※爆発を除く

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他														
出火場所															
出火日時 (覚知日時)	<table border="0"> <tr> <td>月 日 時 分</td> <td>鎮圧日時</td> <td>(月 日 時 分)</td> </tr> <tr> <td>(月 日 時 分)</td> <td>(鎮圧日時)</td> <td>月 日 時 分</td> </tr> </table>	月 日 時 分	鎮圧日時	(月 日 時 分)	(月 日 時 分)	(鎮圧日時)	月 日 時 分								
月 日 時 分	鎮圧日時	(月 日 時 分)													
(月 日 時 分)	(鎮圧日時)	月 日 時 分													
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)														
出火箇所	出火原因														
死傷者	<table border="0"> <tr> <td>死者（性別・年齢）</td> <td>人</td> <td rowspan="4">死者の 生じた理由</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>重症</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>負傷者 負傷者中等症</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>軽症</td> <td>人</td> </tr> </table>	死者（性別・年齢）	人	死者の 生じた理由		重症	人	負傷者 負傷者中等症	人	軽症	人				
死者（性別・年齢）	人	死者の 生じた理由													
重症	人														
負傷者 負傷者中等症	人														
軽症	人														
建物の概要	<table border="0"> <tr> <td>構造</td> <td>建築面積</td> </tr> <tr> <td>階数</td> <td>延べ面積</td> </tr> </table>	構造	建築面積	階数	延べ面積										
構造	建築面積														
階数	延べ面積														
焼損程度	<table border="0"> <tr> <td>全焼 棟</td> <td rowspan="4">} 計 棟</td> <td rowspan="4">焼損面積</td> <td>建物焼損床面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>焼損 半焼 棟</td> <td>建物焼損表面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>棟数 部分焼 棟</td> <td>林野焼損面積</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td>ぼや 棟</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	全焼 棟	} 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積	m ²	焼損 半焼 棟	建物焼損表面積	m ²	棟数 部分焼 棟	林野焼損面積	a	ぼや 棟		
全焼 棟	} 計 棟	焼損面積			建物焼損床面積	m ²									
焼損 半焼 棟					建物焼損表面積	m ²									
棟数 部分焼 棟					林野焼損面積	a									
ぼや 棟															
り災世帯数	気象状況														
消防活動 状況	<table border="0"> <tr> <td>消防本部(署)</td> <td>台</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>消防団</td> <td>台</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>人</td> </tr> </table>	消防本部(署)	台	人	消防団	台	人	その他		人					
消防本部(署)	台	人													
消防団	台	人													
その他		人													
救急・救助 活動状況															
災害対策本 部等の設置 状況															
その他参考事項															

注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で記載して報告すること。
(確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第 2 号様式（特定の事故）

		第 報	
事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
		報告者名	
消防庁受信者氏名			

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名		特別防災区域	レイアウト第一種、第一種 第二種、その他 ()		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮圧日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法		気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI 等 7 その他 ()		物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()				
施設の概要		危険物施設 の区分			
事故の概要					
死傷者	死者（性別・年齢） 人		負傷者等		
			重症 人 (人)		
			中等症 人 (人)		
			軽症 人 (人)		
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関		出場人員	出場資機材
		事業 所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部（署）		台 人	
		消防団		台 人	
		海上保安庁		人	
		自衛隊		人	
		その他		人	
		災害対策本部等の設置 状況			
その他参考事項					

注）第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で記載して報告すること。
 （確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第 3 号様式（救急・救助事故等）

		第 報	
		報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
消防庁受信者氏名		報告者名	

事故災害種別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 緊急対応事態
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者	死者（性別・年齢）	負傷者等	人	（ 人）
	計 人	重症	人	（ 人）
	不明 人	中等症	人	（ 人）
		軽症	人	（ 人）
救助活動の要否				
要救助者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

注) 負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で記載して報告すること。

（確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第 4 号様式（その 1）

（災害概況速報）

消防庁受信者氏名 災害名 _____（第 _____ 報）	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市町村 (消防本部名)	
	報告者名	

災害の概況	発生場所	発生日時			月 日 時 分		
被害の状況	死傷者	死者 人	不明 人	住家	全壊 棟	一部破損 棟	
		負傷者 人	計 人		半壊 棟	床上浸水 棟	
災害応急対策の状況	災害対策本部等の 設置状況	(都道府県)			(市町村)		

注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で記載して報告すること。
 (確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

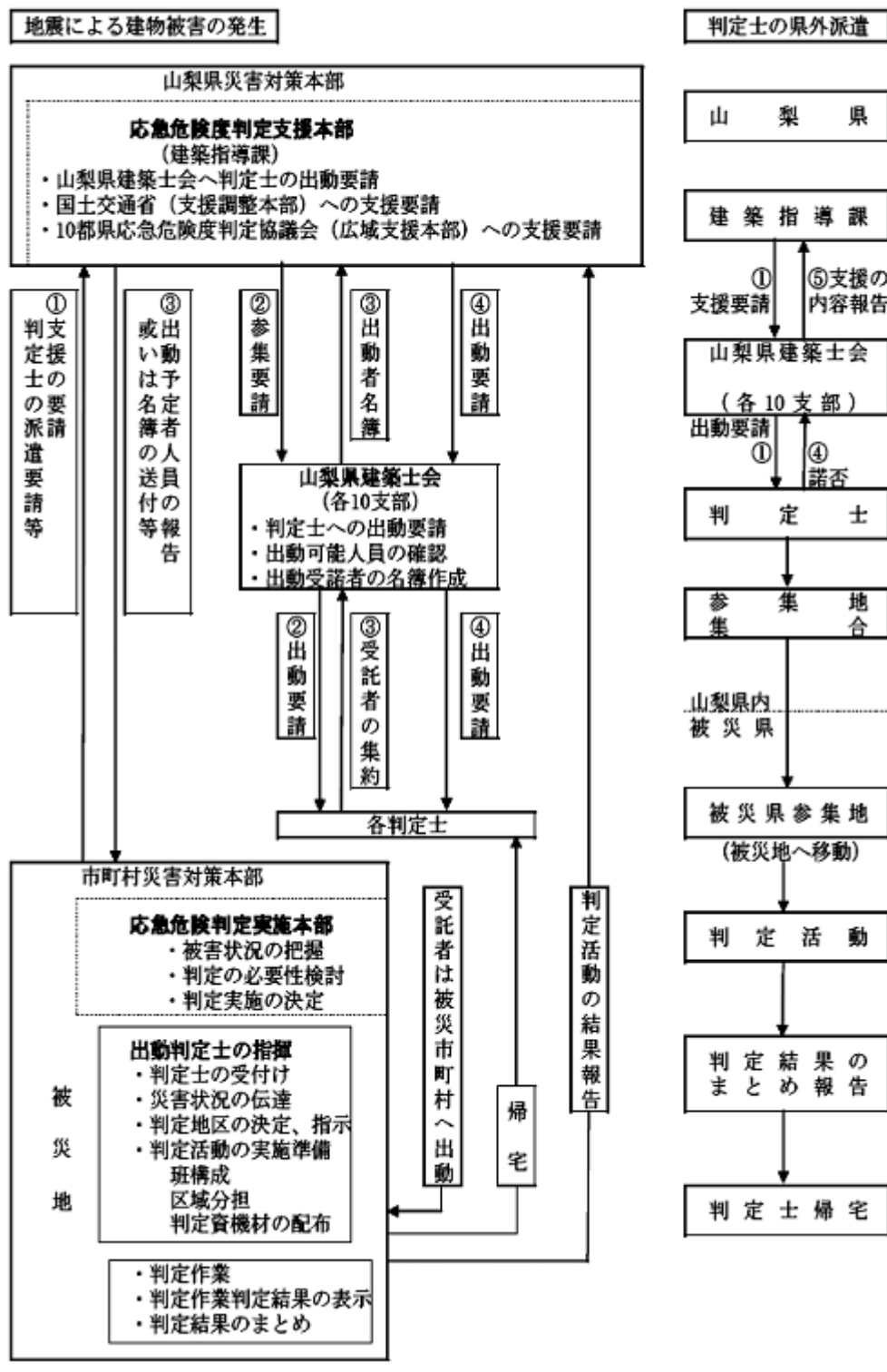
都道府県		山梨県		区分		被害		
災害名 ・ 報告番号		災害名 第 報 (月 日 時現在)		田	流失・埋没	ha		
					畑	冠水	ha	
						流失・埋没	ha	
						冠水	ha	
						文教施設	箇所	
報告者名				病院	箇所			
区 分		被害		道路	箇所			
人的被害	死者	人		その他の	橋りょう	箇所		
	行方不明者	人			河川	箇所		
	重傷	人			港湾	箇所		
		軽傷	人			砂防	箇所	
住家被害	全壊	棟			清掃施設	箇所		
		世帯			崖くずれ	箇所		
		人			鉄道不通	箇所		
	半壊	棟			被害船舶	隻		
		世帯			水道	戸		
		人			電話	回線		
	一部破損	棟			電気	戸		
		世帯			ガス	戸		
		人			ブロック塀等	箇所		
	床上浸水	棟						
		世帯						
		人						
	床下浸水	棟		り災世帯数	世帯			
		世帯		り災者数	人			
		人		建物	件			
	非住家	公共建物	棟		火災発生	危険物	件	
その他		棟		その他		件		

区分		被害		災害対策本部等の設置状況	都道府県	
公立文教施設	千円					
農林水産業施設	千円					
公共土木施設	千円					
その他の公共施設	千円					
小計	千円					
公共施設被害市町村数		団体			市町村	
その他の	農業被害	千円		災害救助法適用市町村名		
	林業被害	千円				
	畜産被害	千円				
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
	その他	千円				
被害総額		千円			計	団体
災害発生場所						
災害発生年月日						
災害の種類						
応急対策の状況						
・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況						
・ 避難の勧告・指示の状況						
・ 避難所の設置状況						
・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況						
・ 自衛隊の派遣要請、出動状況						
・ 災害ボランティアの活動状況						

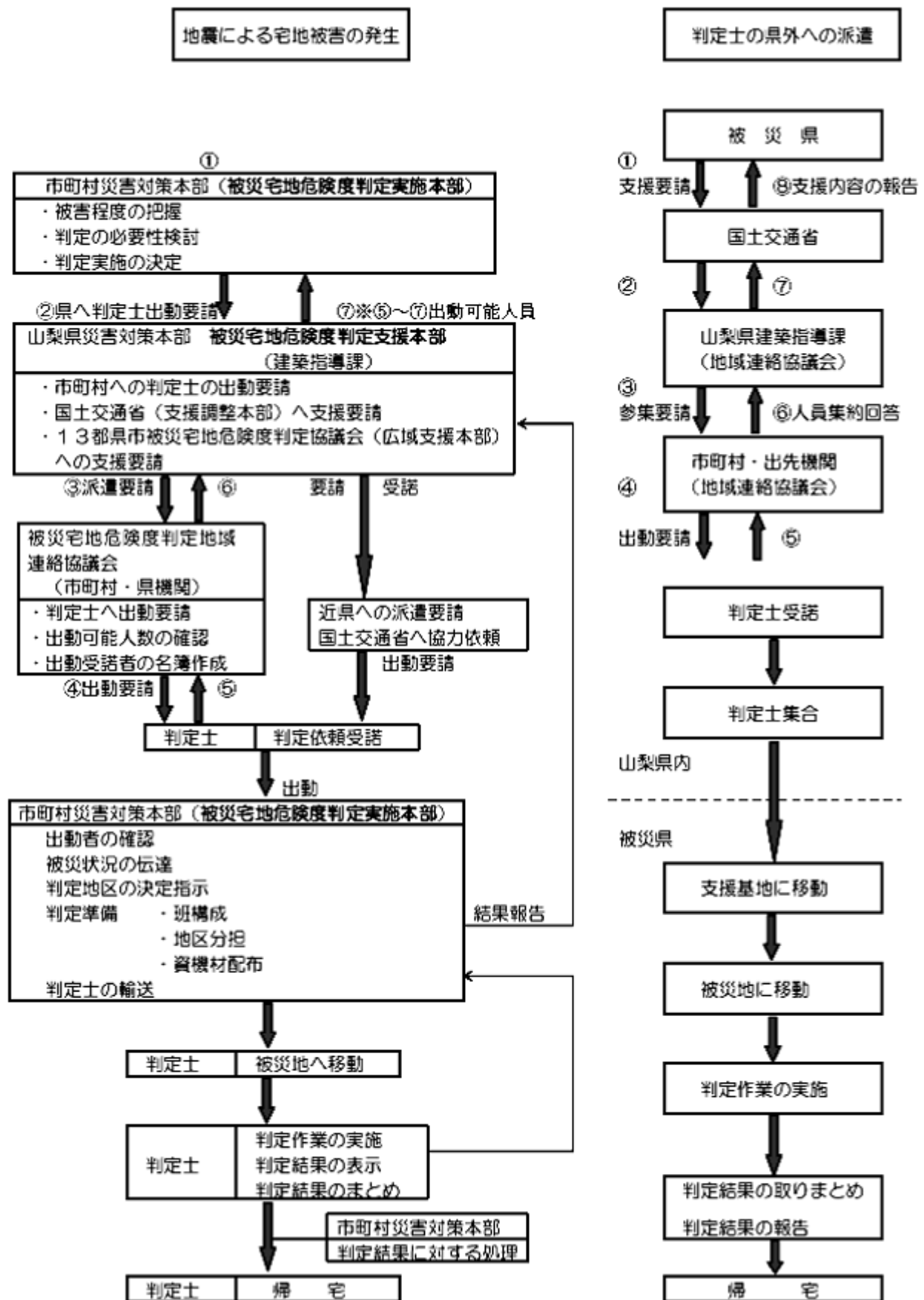
※被害額は省略することができるものとする。

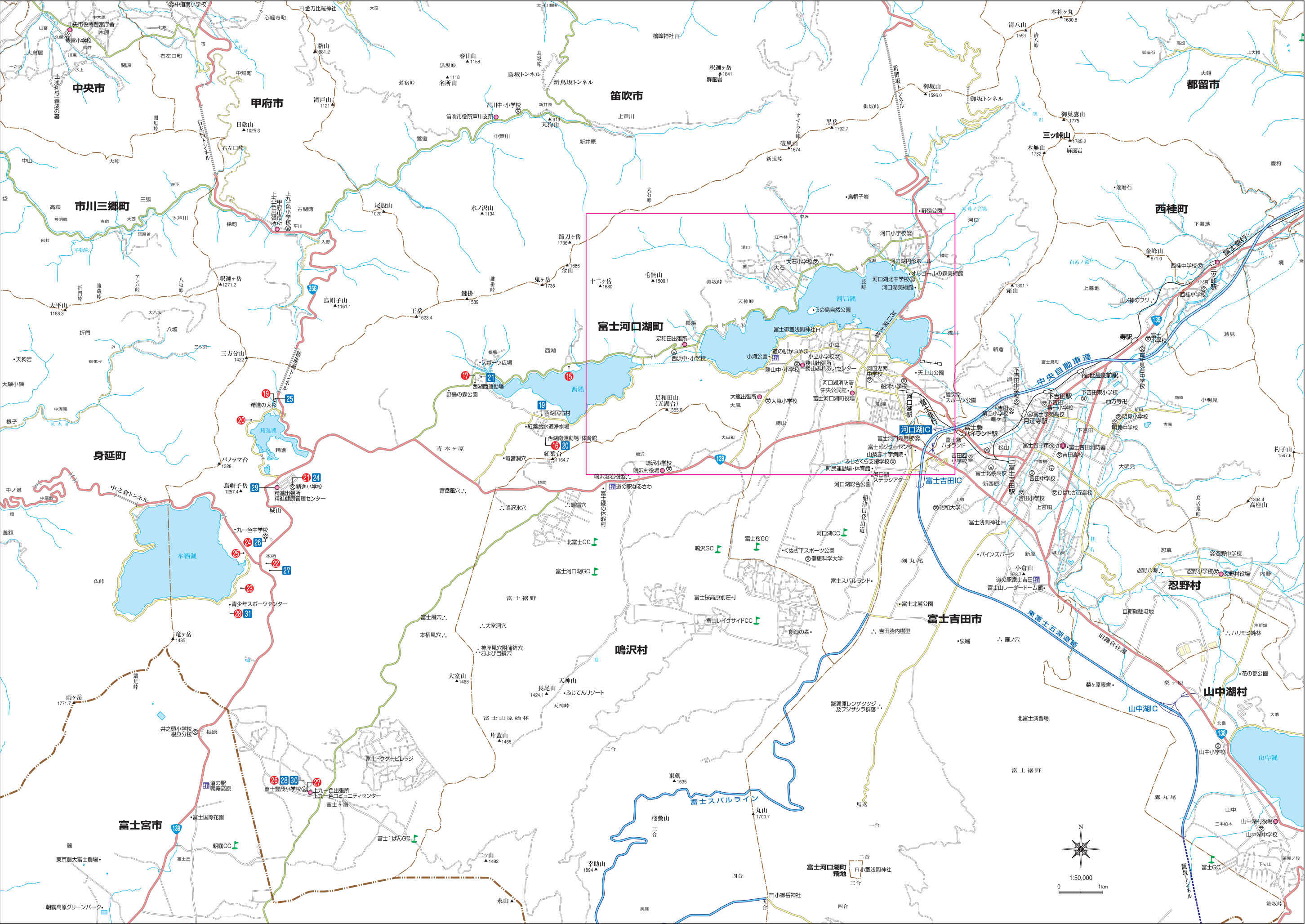
25 被災建築物応急危険度判定フロー（山梨県地域防災計画より抜粋）

被災建築物 応急危険度判定フロー

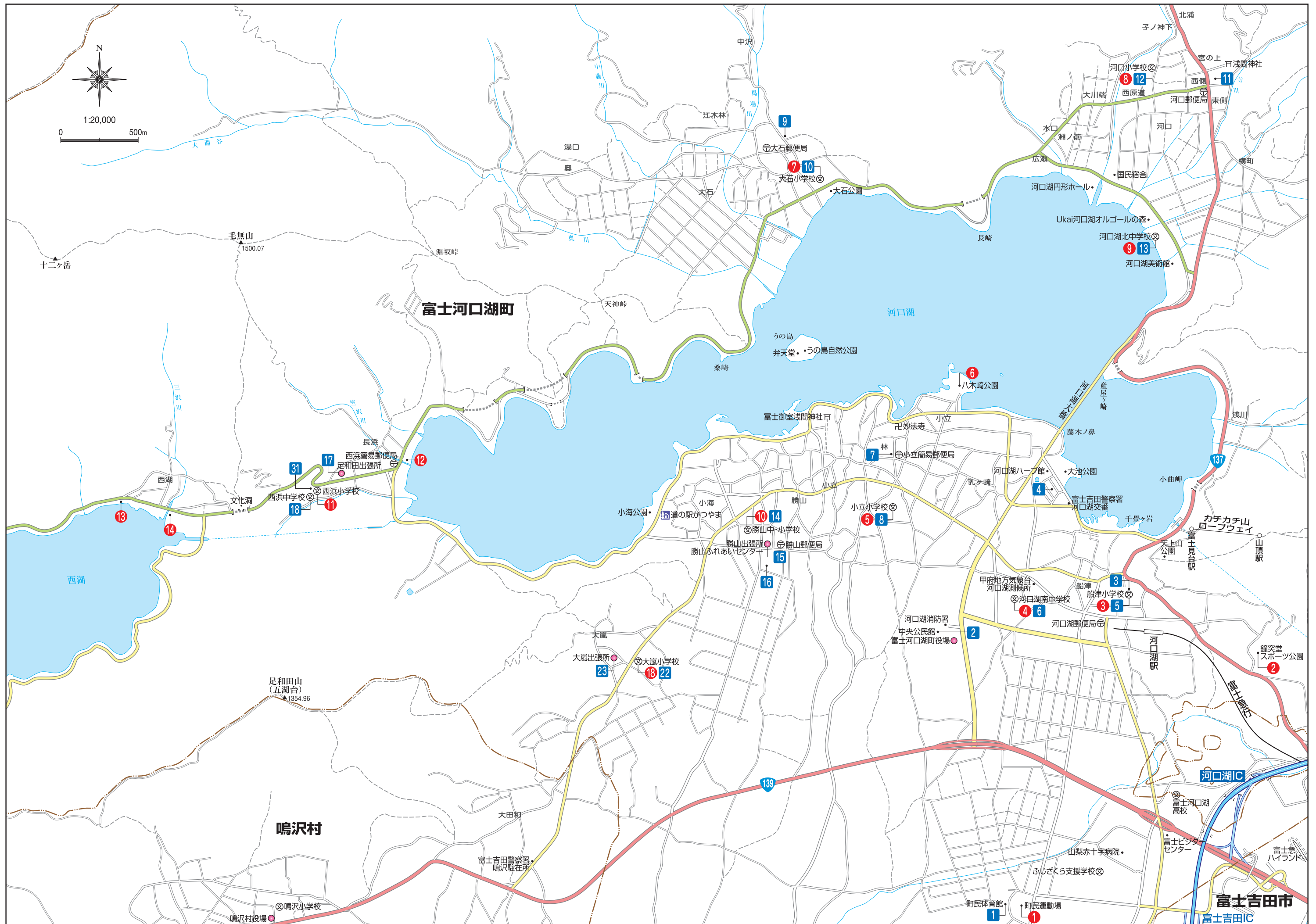


26 被災宅地危険度判定フロー（山梨県地域防災計画より抜粋）





○避難場所



富士山噴火時の避難ゾーン

